

広島県告示第五百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

令和四年七月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
社会医療法人里仁会 訪問看護ステーション里仁苑	三原市皆実三丁目三番二八号	令和四年一月二二日